

埋設施設の立地の選定に係る基準のうち日本原子力研究開発機構が定める立地の選定に係る基準について

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

埋設処分業務の実施に関する計画（以下、実施計画という。）において日本原子力研究開発機構が別途定めるとされている評価項目について、以下のとおり定める。

○適合性評価項目

候補地として必要な事業用地面積は、原則として地形及び埋設施設の配置を考慮するとともに、実施計画に示した第一期事業の対象廃棄物を埋設処分できる広さとその他付属施設等を設置できる用地面積であることを一つの指標とする。ただし、地方自治体との協議により、対象とする放射性廃棄物の量と種類に応じた事業用地面積となる場合には柔軟に用地面積を考慮する。

○比較評価項目

1) 経済性・利便性(用地面積を除く。)の観点から考慮すべき項目

経済性・利便性の観点から、「事業用地」、「輸送の利便性」及び「事業の効率性」を考慮すべき項目とする。

「事業用地」については、当該事業の実施に必要な用地取得、造成工事等に係る費用の額及び用地形状の好ましさを評価する。

「輸送の利便性」については、利用可能な港湾又は幹線道路からのアクセス等により廃棄体の輸送費用や輸送回数が経済的に可能であるかの状況の評価する。

「事業の効率性」については、原子力機構の業務運営に係る費用対効果の観点から「候補地」の立地条件を評価する。

2) 社会的要件の観点から考慮すべき項目

「用地取得の容易性」については、土地利用の規制解除や地権者との交渉が円滑かつ迅速に進められる見通しを評価する。

「地域社会の受容性」については、自然環境に与える影響の度合い、輸送経路の周辺社会や候補地の地域社会の理解と協力の見通し等を評価する。

以 上